

中小支出額制度〔㉔〕  
の税額控除額の計算

正 誤 表

『申告に役立つ「税額控除制度」詳解』(平成21年11月30日発行)に誤りがありました。また、申告書記載例で使用した様式に誤りがありましたので、お詫びして以下のとおり訂正させていただきます。

税務研究会出版局

ページ	誤	正
52 ページ 【図表1 - 21】 右欄全段	2,000万円 × <u>1%</u> + (1,000万円 - 200万円) × 1% = 12万円	2,000万円 × <u>2%</u> + (1,000万円 - 200万円) × 1% = 12万円
246 ページ 下の表の 右欄上段	0.12%	12%
249 ページ 別表六(十四) 「15」欄	2,000,000	(記入なし)
251 ページ 別表六(十四) 「15」欄	10,000,000	(記入なし)

中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	21・4・1 22・3・31	法人名
<p>緑越税額控除の計算に関する明細</p>		
試験研究費の額	1 8,900,000	前期繰越額又は前連結事業年度の試験研究費の額
中小企業者等税額控除限度額 (1) × $\frac{12}{100}$	2 1,068,000	当期事業年度の試験研究費の額 ①
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	3 9,000,000	前事業年度の月数又は 前連結事業年度の月数 ②
当期税額基準額 (3) × $\frac{2024130}{100}$	4 2,700,000	改定試験研究費の額 (1) × (8)
当期税額控除可能額 (2) と (4) のうち少ない金額	5 1,068,000	事業年度又は 連結事業年度の 前期繰越額 又は当期税額 控除限度額 20
法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「28の②」)	6 0	当期控除 可能額 21
当期分の特別控除額 (5) - (6)	7 1,068,000	翌期繰越額 (20) - (21)
差引当期税額基準額残額 [(4)又は(3) × $\frac{30}{100}$ ] - (5)	8	平 . . . 円 平 . . . 円 平 . . . 円 計
繰越中小企業者等税額控除限度超過額 (20)の計	9	外 円
平成21年度分繰越中小企業者等 税額控除限度超過額 (20)の計	10	平 . . . 円 平 . . . 円 平 . . . 円 計
平成22年度分繰越中小企業者等 税額控除限度超過額 (20)の計	11	当期分 (2) 1,068,000 合計
計 (9) + (10) + (11)	12	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額 23
同上的うち当期繰越税額控除可能額 (8) と (12) のうち少ない金額 ( (17)の① ) ≤ (19)の② の場合は0)	13	当期控除 可能額 24
法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「27の②」)	14	翌期繰越額 (23) - (24)
当期繰越税額控除額 (13) - (14)	15	平 . . . 円 平 . . . 円 平 . . . 円 計
法人税額の特別控除額 (7) + (15)	16 1,068,000	当期分 (2) 1,068,000 合計

【御注意】 1 資金金の拠出又は出資の額が一個月以下の法人その他の発行済株式又は出資の総額又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください。  
2 平成21年3月31日以前に開始する事業年度については、平成21年5月改正前の法人税法施行規則別表六(七)(旧別表六(七))を御使用ください。

別表六(七) 平成二十一年四月一以後開始事業年度分

増加型〔㉔〕高水準型〔㉕〕  
の税額控除額の計算

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	21・4・1 22・3・31	法人名	別表六(八)	
試験研究費の額	1	8,900,000	平均売上金額 (別表六(九)「5」)	9	95,750,000	円
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	2	9,000,000	平均売上金額の10%相当額 $(9) \times \frac{10}{100}$	10	9,575,000	円
比較試験研究費の額 (別表六(九)「10」)	3	8,300,000	平均売上金額の10%相当額を 超える試験研究費の額 (1)-(10)	11	0	円
試験研究費の増加額 (1)-(3) (1) ≤ (4) の場合は 0)	5	600,000	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(9)}$	12	0.092	円
試験研究費の増加額に係る 税額控除限度額 (5) × $\frac{5}{100}$	6	30,000	超過税額控除割合 $(12) - \frac{10}{100} \times 0.2$	13	0.000	円
当期税額基準額 (2) × $\frac{10}{100}$	7	900,000	平均売上金額の10%相当額を 超える試験研究費の額に 係る税額控除限度額 (11) × (13)	14	0	円
当期税額控除可能額 (6)と(7)のうち少ない金額	8	30,000	当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	15	900,000	円
			当期税額控除可能額 (14)と(15)のうち少ない金額	16	0	円
			当期税額控除可能額 (8)の金額又は(16)の金額	17	30,000	円
			法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「29」の②)	18	0	円
			法人税額の特別控除額 (17)-(18)	19	30,000	円

法 0301-0605

【留意】平成21年3月31日以前に開始する事業年度については、平成21年6月改正前の法人税法施行規則別表六(八)(旧別表六(八))を御使用ください。

総額制度〔㉖〕特別研究制  
度〔㉗〕税額控除額の計算

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	21・4・1 22・3・31	法人名	別表六(六)	
試験研究費の額	1	8,700,000	特別試験研究費の税額控除	17	0	円
平均売上金額 (別表六(九)「5」)	2	73,500,000	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「29」の②)	18	20,000	円
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(2)}$	3	0.118	当期分の特別控除額 (17)-(18)	19		円
試験研究費の総額に係る 税額控除割合 (3) ≥ 10% の場合 (3) < 10% の場合 $(3) \times 0.2 + \frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	4	0.1	差引当期税額基準額残額 (8)又は $(7) \times \frac{30}{100} - (9) - (16)$	20		円
税額控除限度額 (1) × (4) 又は (1) × (5)	6	870,000	繰越税額控除限度超過額 (別表六(六)付表「4」の計)(総額+特別)	21		円
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	7	9,000,000	平成21年度分繰越税額控除限度超過額 (別表六(六)付表「7」の計)(総額+特別)	22		円
当期税額基準額 $(7) \times \frac{30}{100}$	8	2,700,000	平成22年度分繰越税額控除限度超過額 (別表六(六)付表「10」の計)(総額+特別)	23		円
当期税額控除可能額 (6)と(8)のうち少ない金額	9	870,000	計 (20)+(21)+(22)	24		円
法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「19」の②)	10	0	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19)と(23)のうち少ない金額 (別表六(六)付表「1」の①) ≤ (別表 六(六)付表「3」の②)の場合は 0)	25		円
当期分の特別控除額 (9)-(10)	11	870,000	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「17」の②)+(18)の②)	26		円
特別試験研究費の額 (28)の計	12	1,000,000	当期繰越税額控除額 (24)-(25)	27	890,000	円
特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100}$ (1)又は(5)	13	0.020	特別試験研究費の額の明細 特別試験研究等の内容	28	29	円
特別研究税額控除限度額 (12) × (13)	14	20,000	大学との共同研究		1,000,000	円
当期税額基準額残額 (8)-(9)	15	1,830,000				円
当期税額控除可能額 (14)と(15)のうち少ない金額	16	20,000	計		1,000,000	円

法 0301-0606

【留意】平成21年3月31日以前に開始する事業年度については、平成21年6月改正前の法人税法施行規則別表六(六)(旧別表六(六))を御使用ください。

増加型 [⑩] 高水準型 [⑪]  
の税額控除額の計算

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	21・4・1 22・3・31	法人名	別表六(八)	
試験研究費の額	1	8,700,000	平均売上金額 (別表六(九)「5」)	9 73,500,000
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	2	9,000,000	平均売上金額の10%相当額 (9) × $\frac{10}{100}$	10 7,350,000
比較試験研究費の額 (別表六(九)「10」)	3	8,800,000	平均売上金額の10%相当額を 超える試験研究費の額 (1) - (10)	11 1,350,000
基準試験研究費の額 (別表六(九)「11」)	4	9,000,000	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(9)}$	12 0.118
試験研究費の増加額 (1) - (3) (1) ≤ (4) の場合は 0	5	0	超過税額控除割合 $(12) - \frac{10}{100} \times 0.2$	13 0.003
試験研究費の増加額に係る 税額控除限度額 (5) × $\frac{5}{100}$	6	0	平均売上金額の10%相当額を 超える試験研究費の額に 係る税額控除限度額 (11) × (13)	14 4,050
当期税額基準額 (2) × $\frac{10}{100}$	7	900,000	当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	15 900,000
当期税額控除可能額 (6) と (7) のうち少ない金額	8	0	当期税額控除可能額 (14) と (15) のうち少ない金額	16 4,050
			当期税額控除可能額 (8) の金額又は (16) の金額	17 4,050
			法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「29」②1)	18 0
			法人税額の特別控除額 (17) - (18)	19 4,050

法 0301-0608

御注意 平成21年3月31日以前に開始する事業年度については、平成21年6月改正前の法人税法施行規則別表六(八)（旧別表六(八)）を御使用ください。

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	法人名	別表六(十)			
措法第42条の5第1項各号の該当号	1	第1号(イ)	第号( )	第号( )	第号( )
事業種目	2	製紙業	← 営む主たる事業を記載します。		
種類	3	紙加工品設備			
構造、設備の種類又は区分	4	旋回流強化型離解装置	→ 耐用年数表を参考に記載します。		
細目	5	その他の紙製品製造業			
取得年月日	6	平 21・8・1	← 「事業の用に供した日」が取得日から1年以内であることが必要です。		
事業の用に供した年月日	7	平 21・9・1			
取得価額又は製作価額	8	5,000,000	円	円	円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9	0	円	円	円
差引改定取得価額 (8) - (9) 又は ((8) - (9)) × $\frac{50}{100}$	10	5,000,000	円	円	円
法人税額の特別控除額の計算					
取得価額の合計額 (10) の合計	11	5,000,000	円	円	円
税額控除限度額 (11) × $\frac{7}{100}$	12	350,000	円	円	円
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	13	2,500,000	円	円	円
当期税額基準額 (13) × $\frac{20}{100}$	14	500,000	円	円	円
当期税額控除可能額 (12) と (14) のうち少ない金額	15	350,000	円	円	円
法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「33」②1)	16		円	円	円
当期分の特別控除額 (15) - (16)	17	350,000	円	円	円
翌期繰越税額控除限度超過額の計算					
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額 (24) - (25)		
平 . . .	24	25	26		
平 . . .				← 繰り越し金額がないことを明記します。	
計		(20)			
当期分	(12)	350,000	(15)	350,000	外 0
合計					外 0
← 設備名を記載します。					
機 械 設 備 等 の 概 要					
旋回流強化型離解装置					

法 0301-0610

別表六(十) 平二十一年・四・一以後開始事業年度分



事業基礎強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	法人名					
御注意	措法第42条の7第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
平成21年3月31日以前に開始する事業年度については、平成21年6月改正前の法人税法施行規則別表六(十四)（別表六(十四)）を御使用ください。	事業種目	2						
	資産の種類	3						
	資産設備の名称	4						
	取得年月日	5	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	
	事業の用に供した年月日	6	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	
	取得価額又は製作価額	7	教育訓練費の割合をパーセンテージで記載します。このパーセンテージが「0.15%以上」であることを確認します。					円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8						円
	差引改定取得価額	9						円
	法人税額の特別控除額の計算							
	当期の所得に対する法人税の額(別表(一)②、別表(二)②又は別表(三)②)	10	10,000,000	円	労務費の額	22	50,000,000	円
当期税額基準額(10× $\frac{20}{100}$ )	11	2,000,000	円	教育訓練費の額	23	250,000	円	
取得価額の合計額(9の合計)	12		円	教育訓練費割合	24	0.5%		
税額控除限度額(12× $\frac{7}{100}$ )	13		円	教育訓練費に係る税額控除限度額(23×24)又は(23×25)	25	0.12	円	
当期税額控除可能額(11と13のうち少ない金額)	14		円	当期税額控除可能額(27と28のうち少ない金額)	26		円	
法人税額超過構成額(別表六(二十四)④の②)	15		円	当期分の特別控除額(29-30)	27	30,000	円	
当期分の特別控除額(14-15)	16		円	差引当期税額基準額残額(11)-(14)-(15)	28	2,000,000	円	
差引当期税額基準額残額(11)-(14)	17		円	当期税額控除可能額(17)と(18)のうち少ない金額)	29	30,000	円	
繰越税額控除限度超過額(17の計)	18		円	法人税額超過構成額(別表六(二十四)④の②)	30		円	
同上のうち当期繰越税額控除可能額(17)と(18)のうち少ない金額)	19		円	当期分の特別控除額(29-30)	31	30,000	円	
法人税額超過構成額(別表六(二十四)④の②)	20		円	法人税額の特別控除額(16)+(21)+(31)	32	30,000	円	
当期繰越税額控除額(19-20)	21		円					
翌期繰越税額控除限度超過額の計算								
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	33	円	翌期繰越額	34	円		
平 . . .			円			円		
平 . . .			円			円		
平 . . .			円			円		
平 . . .			円			円		
計			円			円		
当期分	(13)		円			円		
合計			円			円		

別表六(十四) 平二十一・四・一以後開始事業年度分

事業基礎強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	法人名					
御注意	措法第42条の7第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
平成21年3月31日以前に開始する事業年度については、平成21年6月改正前の法人税法施行規則別表六(十四)（別表六(十四)）を御使用ください。	事業種目	2						
	資産の種類	3						
	資産設備の名称	4						
	取得年月日	5	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	
	事業の用に供した年月日	6	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	
	取得価額又は製作価額	7	教育訓練費の割合をパーセンテージで記載します。このパーセンテージが「0.15%以上」であることを確認します。					円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8						円
	差引改定取得価額	9						円
	法人税額の特別控除額の計算							
	当期の所得に対する法人税の額(別表(一)②、別表(二)②又は別表(三)②)	10	50,000,000	円	労務費の額	22	75,000,000	円
当期税額基準額(10× $\frac{20}{100}$ )	11	10,000,000	円	教育訓練費の額	23	150,000	円	
取得価額の合計額(9の合計)	12		円	教育訓練費割合	24	0.2%		
税額控除限度額(12× $\frac{7}{100}$ )	13		円	教育訓練費に係る税額控除限度額(23×24)又は(23×25)	25	0.12	円	
当期税額控除可能額(11と13のうち少ない金額)	14		円	当期税額控除可能額(27と28のうち少ない金額)	26	0.1	円	
法人税額超過構成額(別表六(二十四)④の②)	15		円	当期分の特別控除額(29-30)	27	15,000	円	
当期分の特別控除額(14-15)	16		円	差引当期税額基準額残額(11)-(14)-(15)	28	10,000,000	円	
差引当期税額基準額残額(11)-(14)	17		円	当期税額控除可能額(17)と(18)のうち少ない金額)	29	15,000	円	
繰越税額控除限度超過額(17の計)	18		円	法人税額超過構成額(別表六(二十四)④の②)	30		円	
同上のうち当期繰越税額控除可能額(17)と(18)のうち少ない金額)	19		円	当期分の特別控除額(29-30)	31	15,000	円	
法人税額超過構成額(別表六(二十四)④の②)	20		円	法人税額の特別控除額(16)+(21)+(31)	32	15,000	円	
当期繰越税額控除額(19-20)	21		円					
翌期繰越税額控除限度超過額の計算								
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	33	円	翌期繰越額	34	円		
平 . . .			円			円		
平 . . .			円			円		
平 . . .			円			円		
平 . . .			円			円		
計			円			円		
当期分	(13)		円			円		
合計			円			円		

別表六(十四) 平二十一・四・一以後開始事業年度分

情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(二十一) 平成二十一年・四・一以後開始事業年度分

【御注意】平成二十一年三月三十一日以前に開始する事業年度については、平成二十一年六月改正前の法人税法施行規則別表六(二十一)(旧別表六(二十一))を御用ください。

資産区分	種別	1	ソフトウェア				
	情報基盤強化設備等の名称	2	サーバー用OS				
	取得年月日	3	平21・9・1	平	・	平	・
	事業の用に供した年月日	4	平21・10・1	平	・	平	・
取得価額	取得価額又は製作価額	5	3,000,000	円		円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6	0				
	差引改定取得価額(5)-(6)	7	3,000,000				
	基準取得価額(7)× $\frac{70}{100}$	8	2,100,000				

基準取得額は、「取得価額の70%」ですので、注意が必要です。

法人税額の特別控除額の計算

当期分	基準取得価額の合計額(8)の合計	9	外 2,100,000	円	差引当期税額基準残額(12)-(13)	16	円
	税額控除限度額(9)× $\frac{10}{100}$	10	210,000		繰越税額控除限度超過額	17	
	当期の所得に対する法人税の額(別表一(一)「2」別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	11	6,000,000		前期繰越額(16)との金額を比較して、少ない金額を記載します。		
	当期税額基準額(11)× $\frac{20}{100}$	12	1,200,000		法人税額超過構成額(別表六(二十四)「57の②」)	19	
	当期税額控除可能額(10)と(12)のうち少ない金額	13	210,000		当期繰越税額控除限度超過額		
法人税額超過構成額(別表六(二十四)「58の②」)	14			別表1の「3」欄へ転記します。			
当期分の特別控除額(13)-(14)	15	210,000		法人税額の特別控除額(15)+(20)	21		

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	22	円	当期控除可能額等	23	円	翌期繰越額(22)-(23)	24
平	・			外				
平	・							
平	・							
計				(18)				
当期分	(10)	210,000		(13)	210,000		外	0
合計								0

繰り越し金額がないことを明記します。

情報基盤強化設備等の概要

サーバー用OS